

特例入所の決定の流れ（新規入所申込者）

家族等が「施設利用申込書（様式第1号）」を施設へ提出（やむを得ない事由等記入）



施設利用申込書の申込み理由欄にやむを得ない理由の記載があった場合は、施設等の入所判定委員会等により、特例入所の可否を判定する。



特例入所の判定を受け待機者名簿の入所順位が上がり、本人及び家族への入所意向確認や面会調査をする段階になった場合は、事前に南魚沼市へ意見請求をすること。



南魚沼市へ意見請求（様式第2号：特例入所者についての意見請求書を使用）



南魚沼市から意見回答（様式第3号：特例入所に係る意見書を使用）



入所検討委員会等



特例入所決定

特例入所（継続）の決定の流れ（既入所者）

